

## 韓国知的財産ニュース 2017 年 12 月前期

(No. 356)

発行年月日：2017 年 12 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

### ★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「IP 保護カンファレンス 2017」を開催
- 2-2 特許庁、カトリック関東大学校と覚書を締結
- 2-3 特許庁、中小・ベンチャー・スタートアップのアイデアを侵害する不正競争行為に是正勧告
- 2-4 特許庁と WIPO、UAE のアブダビで「国際知的財産教育課程」を開催
- 2-5 特許庁、「2017 生活発明コリア」の公開審査を開催
- 2-6 日韓・日中韓長官会合が開催される
- 2-7 特許庁、スリランカと知的財産分野での協力を強化
- 2-8 IP マイスタープログラム 7 期修了式および授賞式を開催
- 2-9 特許庁、「2017 次世代半導体知的財産権フォーラム」を開催
- 2-10 特許庁、2019 年度弁理士試験から実務型問題を出題
- 2-11 特許庁、特許権の存続期間延長制度に関する研究報告書を発刊
- 2-12 弁護士 31 人、弁理士実務修習集合教育を修了

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、「知財権紛争共同対応優秀戦略発表会」を開催

#### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、デザイン先進 5 庁 (ID5) の HP 制作およびサービスを開始
- 4-2 韓国、TM5 および ID5 の議長国を務める
- 4-3 ホームトレーニング族向け室内運動器具に関するデザイン出願が活発

その他一般

- 5-1 電気自動車に関する特許出願が増加
- 5-2 最近、LTE-LAA 技術に関する出願が増加

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、「IP 保護カンファレンス 2017」を開催

韓国特許庁(2017. 12. 4)

韓国特許庁は KOTRA、韓国知識財産保護院と共同で 12 月 5 日と 6 日にグランドインターコンチネンタルホテルで「IP 保護カンファレンス 2017」を開催すると発表した。

このカンファレンスは、第 4 次産業革命時代における電子商取引の流通構造の変化に伴う、韓国企業の IP 保護・活用策について議論するために開催される。国内外の企業関係者、知的財産専門家など約 700 人が参加する見通しである。

知的財産権専門家による政策討論、中国での模倣品流通を分析する特別講演、アジア地域における電子商取引をめぐる環境の変化に対する講演の 3 つのセッションが行われる。知的財産権の保護に対する認識向上および韓国企業における海外進出戦略を模索する。

まず、中国でのオンラインプラットフォームの変化および模倣品侵害防止の強化について「中国模倣品侵害防止連盟」の副理事長が基調講演を行い、午後の第 1 セッションでは「第 4 次産業革命時代における電子商取引と知的財産権」をテーマに討論会が開かれる。

討論会では高麗大学工科大学の学長が座長を務め、電子商取引をめぐる環境の変化や主な電子商取引企業の知的財産権保護活動に関する説明と韓国企業の対応策などをテーマに学界および関連業界の専門家が討論する。

6日に開かれる第2セッションでは中国内での模倣化粧品の流通に対する分析、韓国企業が受けた模倣品侵害事例に関する発表が行われる。中国に進出している韓国企業に知的財産権保護ガイドを提供し、現場の参加者との質疑応答の時間を設ける予定である。

続いて第3セッションでは中国（アリババ）、インド（R. K. Dewan）、ベトナム（Datamart Solution）現地の電子商取引企業と法律事務所などの知的財産権専門家が、国別の電子商取引をめぐる環境や知的財産権の保護・活用策についての知識を共有する。

特許庁長は「第4次産業革命を迎える中、このカンファレンスに変化する未来に備えるためのビジョンを共有し、関連政策を作っていくための有意義な情報共有の場になることを期待している」と述べた。

## 2-2 特許庁、カトリック関東大学校と覚書を締結

韓国特許庁(2017. 12. 4)

韓国特許庁は12月1日（金曜）、カトリック関東大学と将来における国家発展の原動力となる知的財産人材を育成するための業務協力を締結した。

業務協約の主な内容は、カトリック関東大学の在学生在が特許庁国際知識財産研修院で運営する知的財産学の単位銀行制のオンライン教育科目を履修すれば、これを正規単位として認めることである。

※単位銀行制：「単位認定等に関する法律（法律第13229号）」により、国家平生教育振興院が認めた教育機関で取得した単位を集め、一定の基準を満たした受講生に学士の学位を授与する制度

国際知識財産研修院が無料で運営する「知的財産学」専攻課程は2015年の忠南大学を皮切りに現在、全北大学、済州大学など計9つの大学で運営されている。2017年1学期には知的財産概論、インターネットと知的財産権など7つの科目で計3,900人余りが単位を取得した。

カトリック関東大学の関係者は「今回のMOU締結により、内部学則を改正して2018年1学期から知的財産学科に関わる単位の交流を導入する予定だ」とし「知的財産学関連の科目の授業をオンラインで時間や場所を問わずに受けられるようになり、在生および卒業生の知的財産に対する認識向上は言うまでもなく、就職や起業に大きく役立つだろう」と述べた。

特許庁国際知識財産研修院長は「知的財産専門人材の養成に向けた遠隔単位銀行教育が江原および嶺東地域に拡大運営されることは非常に意義深い」とし「今後も全国の主要大学との MOU 締結を継続的に進めていきたい」と語った。

## 2-3 特許庁、中小・ベンチャー・スタートアップのアイデアを侵害する不正競争行為に是正勧告

韓国特許庁(2017. 12. 5)

今後、中小・ベンチャー、スタートアップなど、社会的弱者のアイデアを侵害する不正競争行為（商品形態および営業外観を模倣）に対し、製品生産および販売中止を含む是正勧告など、強力な措置が施行される。

韓国特許庁はアイデアへのただ乗りを遮断するために、このような内容を盛り込んだ不正競争防止法を改正し、施行（17年7月）した。また、不正競争行為中、「商品形態模倣行為」に対する初の事例調査（17年9～11月）に着手して調べた結果を5日に発表した。

### <調査結果>

特許庁は、イグニス社が先に開発した商品を模倣して製作・販売したママの愛社に該当商品の生産・販売中止を是正勧告した。また、該当商品を購入して販売したホームプラスにも販売中止を是正勧告した。

イグニス社は16年9月から「LABNOSH」という食事代用食品を販売し、ママの愛社は17年8月からイグニスの商品形態を模倣した「食事に惚れる」という製品を生産・販売した。

特許庁はこのような行為が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（不正競争防止法）で定める商品形態を模倣した不正競争行為に該当すると判断し、措置を施した。

法改正後、初めて商品形態を模倣して販売した企業と、これを買って販売した大型マートに生産および販売中止を勧告しており、是正勧告日から30日以内の是正期限が過ぎた後も履行しなければ、警察・検察などの捜査機関に告発する予定である。

特許庁は今後も、商品形態模倣行為などに対する取り締まりを強化していくことにした。

商品形態模倣行為によるスタートアップ、中小企業などの被害を予防するための調査担当人材も増やす計画である。担当人材3人を補充(18年3月)し、形態模倣申告件数および業界の現状を考慮してさらに増員する予定である。

また、商品形態模倣行為が多い食品・衣類など、特定の産業分野に対する企画および職権調査を進めるだけでなく、商品形態模倣行為申告センター(18年1月)の運営も本格化し、不正競争行為による被害を受けた企業を救済する見通しである。

商品形態模倣行為による被害を受けた企業は、特許庁産業財産調査課(☎042-481-5812・5190)または韓国知識財産保護院不正競争調査チーム(☎02-2183-5834)に申告すれば良い。

特許庁の次長は「商品形態模倣行為は費用や労力をかけずに先行開発者の利益を損ない、先行開発の利益にただ乗りする正当でない行為だ」とし「政府は今後も、強い意志を持って継続的に取り締まりを強化していく」と明らかにした。

また、「今回の是正勧告が市場に蔓延しているミートゥー(Me-Too)商品など、商品形態模倣行為が減る契機になることを期待している」とし「商品形態模倣行為だけでなく、営業外観模倣、アイデア奪取など、さまざまな形態の不正競争行為を根絶するという政府の確固たる意志といえる」と強調した。

## 2-4 特許庁とWIPO、UAEのアブダビで「国際知的財産教育課程」を開催

韓国特許庁(2017.12.6)

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と共同で「国際知的財産教育課程(IPCC; Intellectual Property Impact Certificate Course)」を12月5日(火曜)から7日(木曜)までアラブ首長国連邦(UAE)アブダビで開催する。

今年初めて海外で行われるIPCC課程は、知的財産権分野の能力強化に取り組んでいるUAE政府の要請を受けて開かれる。特許庁はUAEと特許審査の代行、特許情報化システムの開発、知的財産権関連の法律・組織コンサルティング、知的財産権保護の執行など、さまざまな協力を行ってきたが、今回、知的財産教育まで協力の範囲を広げた。

特許庁はWIPOと共同で知的財産権法・制度を学習することができる、オンライン英文コンテンツである「IPイグナイト」を開発・普及することで、知的財産教育の世界普及に

先駆けてきた。「IP イグナイト」は堅くて難しい知的財産権に対する内容をアニメーションとストーリーテリングの手法で誰でも簡単に学べるようにしたのが特徴である。

IPCC 課程は「IP イグナイト」をベースに毎年、他の国・地域を選び、行われる。今年では中東地域で公務員、専門家、学生などの知的財産活用能力を高めるために WIPO、UAE 政府、韓国発明振興会との共同で行われる。UAE、サウジアラビア、ヨルダン、エジプトなど 36 カ国で 180 人が同コースをオンラインで受講し、このうち成績が優秀な人 43 名を選抜し、アブダビで深化教育を行う。

IPCC 深化教育では、韓国の小・中・高学生向け発明教育政策と、特許庁が開発した発明学習ゲームおよびさまざまな知的財産教育コンテンツを紹介し、中東地域における知的財産教育の普及に貢献する見通しである。

特許庁多国間機構チームのチーム長は「韓国の強みである知的財産と教育分野のノウハウを組み合わせ、海外で知的財産教育を拡大することで海外における韓国企業の知的財産権が保護される環境を整えたい」と述べた。

## 2-5 特許庁、「2017 生活発明コリア」の公開審査を開催

韓国特許庁(2017.12.7)

2017 生活発明コリアの最高の女性アイデア発明が選ばれた。韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管した「2017 生活発明コリアの公開審査と授賞式」で「オートタオル棚」が大賞である大統領賞と 1 千万ウォンの発明奨励金を受賞する栄に浴した。

受賞者は 12 月 6 日(水曜)午後 2 時、COEX カンファレンス会議室で 22 人のアイデア提案者のプレゼンテーションを評価した審査委員による現場審査と、生活発明コリアのホームページで事前に実施されたネットユーザーによる投票の結果を合算して選ばれた。

大統領賞を受けた「オートタオル棚」は、タオルを密閉された状態で保管することで殺菌、乾燥、脱臭した後、自動販売機のように自動的に一枚ずつ取り出して使える、新しいバスルーム生活家電として専門家と消費者から高い点数を受けた。

国会議長賞は魚の調理の臭いをとる「昆布天然吸着シート」が、国務総理賞は磁石の強さを調節して窓ガラスの内部と外部を同時に掃除する「窓カルクミ」が受賞した。

科学技術情報通信部長官賞は複雑な製造ツールがなくても家で手軽に天然化粧品を作れる「ホームコスメティックマシン」が、産業通商資源部長官賞は廃ビニールを集める時のボリュームを抑える「廃ビニールゴミ箱」、保健福祉部長官賞は長さと角度を調節して害虫を簡単にとる「Hold Bugs」、女性家族部長官賞はテープ、ビニールラップを切る時、指にはめて使うカッター器「カッターリング」、特許庁長賞は干している洗濯物を隠すと同時に空間を分離する「hidden & dry」と、一回のタッチでキッチンの吊り戸棚が降りてきて調味料などが簡単に取れる「上下に移動するビルトイン型吊り戸棚」がそれぞれ受賞した。

生活発明コリアは、創造的な女性が生活発明に挑戦する機会を提供し、発明特許の権利化および事業化までを支援する事業である。2月1日から4月10日までWebとモバイルでアイデアを受け付け、オンライン書類審査、先行技術調査、面接審査を実施し、約40:1の倍率をくぐって35点が支援作に選ばれた。

アイデアを受け付ける時点で知的財産権として出願されたことのないアイデアが対象となる<参加部門1>では、専門家のメンタリングから特許・実用新案・デザインなどの知的財産権の出願および試作品の製作までの支援が行われた。

今年で4回目を迎える生活発明コリアは、創造的な女性が発明活動を始める土台であり、女性起業家に成長するプラットフォームとして定着した。生活発明コリアの支援を受けた後、起業と製品発売に成功した事例も継続的に出ている。

1人世帯を癒してくれるヒーリング家具「フリーハグソファ」をデザインした大学院生、リサイクルゴミを簡単に捨てることのできる「移動式分別回収箱」を考案した専業主婦、洗面台に髪の毛詰まりを防ぐバルブ「すっきりした洗面器」を発明した脱北者の主婦など、平凡な女性たちが起業し、アイデア製品を市場に披露して活発に活動している。

## 2-6 日韓・日中韓長官会合が開催される

韓国特許庁(2017.12.7)

韓国特許庁長は12月6日、済州島の新羅ホテルで中国国家知識産権局長(申長雨、SHEN Changyu)、日本特許庁長官(宗像直子、MUNAKATA Naoko)と第17回日中韓長官会合および第29回日韓長官会合を開催し、日中韓の知的財産関連の懸案と共通の関心事について議論した。

特に、今回の会合で日中韓特許庁の新しい「協力体系 (cooperation framework)」が1年余りの議論された末に採択された。「協力体系」とは3庁の協力の範囲や形態を規定したもので、このようなものが文書化されたのは今回が初めてである。

3庁の長官は、第4次産業革命の時代に対応する知的財産権の保護策について共同で研究し、日中韓の特性に合った新たな協力の方向も模索することで合意した。

3庁は知的財産をめぐる環境が急変していることを反映した、新たな協力の方向が必要だと認識していたが、これに対する議論は進まなかった。

今回の長官会合で3庁は、グローバル知的財産制度の発展に向けて責任ある役割を果たし、3カ国の知的財産権の協力をめぐるアイデンティティも確立していく必要があると共感した。これにより、「協力体系」が採択され、「協力方向設定の推進」の合意も導出された。

\* 日中韓特許庁は全世界の特許出願件数の56%、デザイン出願件数の76%を占めている

今回の会合では日中韓3庁の協力体を意味する「TRIPO」という名称が初めて使われ、「TRIPO」の協力を象徴する新しいエンブレムも採用された。

韓国特許庁長は「特許制度の導入や発展はこれまで欧州と米国が主導してきたが、今後は東アジアを注目しなければならないだろう」と前提し「日中韓の3庁が新たな協力体系を採択し、新たな協力の方向を模索することで合意したのは、知的財産分野における3庁の協力を未来へ導く、新しい転機になるだろう」と評価した。

この日の午前にかかれた日韓長官会合で両庁は、人工知能の特許行政への適用と具体的な協力の範囲を設定することで合意した。これは、世界的に増え続ける知的財産の出願と第4次産業革命の技術の出現に先んじて対応するために両庁が具体的な協力作業に着手したと考えられる。

7日(木曜)の午後には、済州市メゾングラッドホテルで3庁の長官と知的財産専門家が参加した中で、出願人、教授、弁理士業界などの関係者を対象に「第4次産業革命に対応する3カ国の知的財産権戦略」をテーマにした日中韓ユーザーシンポジウムが開催される。



## 2-7 特許庁、スリランカと知的財産分野での協力を強化

韓国特許庁(2017.12.10)

韓国特許庁は現地時間 12 月 7 日 (木曜)、スリランカのクリヤピティヤ (Kuliyapitiya) に適正技術 (\*) 研究センターを開所した。適正技術研究センターの設立は、韓国との国交正常化 40 周年を迎え、スリランカのマイトリーパーラ・シリセーナ (Maithripala Sirisena) 大統領が国賓として韓国を訪れたことと共に韓国政府の「新南方政策」の具体的な実現に貢献するとみられる。

\*適正技術：地域の環境や特性を考慮して考案された技術で、最先端技術に比べて低コストで実現することができるため最貧国と途上国に適した技術である

適正技術研究センターの開所式には、韓国側からは韓国発明振興会経営企画長が、スリランカ側からは Susil Premajayantha スリランカの科学技術研究部長官、Gamini Wijesinghe ココナッツ開発庁長など約 200 人が出席した。

主なココナッツ生産国であるスリランカはココナッツの消費量が多いが、ココナッツオイルの抽出技術レベルが低いため、輸入に依存しているのが現状である。そのため、スリランカ政府は現地状況に合うココナッツオイルを抽出する適正技術の開発を韓国特許庁に要請した。

これを受け、特許庁は韓国発明振興会と共同で権利の存続期間が切れた特許情報を活用することで普及用ココナッツオイル抽出器を製作して普及し、ココナッツオイルの商品化に向けてブランド開発を進めた。

特許庁は、スリランカの科学技術革新調整事務局を含む 6 つの機関と業務協約を結ぶことで適正技術研究センターを通じ、スリランカのココナッツオイルの品質を向上させる研究を続けるための基盤を整えた。

特許庁の国際知的財産共有事業は、援助を受ける国が自主的に特許情報を利用して適正技術を開発できる力を育てることで、適正技術 1 件当たり約 1 億ウォン程度の予算で、大きな効果を上げることができる途上国支援モデルである。また、韓国の中小企業の技術が活用されるため、今後、韓国企業のスリランカへの進出における架け橋になる見通しである。

スリランカの科学技術研究部の Susil Premajayantha 長官は「今回のプロジェクトを通じ、スリランカにとって欠かせない機械製作からブランドを通じたビジネス戦略の構築に至るまで、スリランカのココナッツ産業の発展に役立つだろう」とし「今後も韓国政府と協力し、韓国のノウハウを伝授してもらいたい」と述べた。

特許庁多国間機構チームのチーム長は「知的財産権制度は技術革新に貢献するだけでなく、相対的に遅れている地域にとって切実に必要な適正技術の提供に役立つだろう」とし「特許庁の国際知的財産共有事業を通じ、知的財産が人類すべてのために活用できるモデルを発展させていきたい」と強調した。

## 2-8 IP マイスタープログラム 7 期修了式および授賞式を開催

韓国特許庁(2017.12.12)

教育部、中小ベンチャー企業部、特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する職務発明能力を備えた未来の技術専門家養成事業（以下、IP（\*）Meister Program）の第 7 期修了式および授賞式が 12 月 13 日（水曜）、大田 KW コンベンションセンターで開催される。

\*IP : Intellectual Property、知的財産

IP Meister Program とは、特性化高校・マイスター高校の生徒が創造的な問題解決能力と知的財産創出能力を備える知的労働者に成長するよう支援するプログラムを意味する。  
※推進手順：アイデア応募・選定→選定された組を対象にして教育（コンサルティング）を支援→知的財産権利化および技術移転相談→コンテスト実施→優秀な組を選抜・授賞

今年で 7 回目を迎えた IP Meister Program には昨年比 104% 増の 1,253 件のアイデアが集まり、その中で優秀なアイデア 50 件（組）を選定した。

\*応募現状：(2014) 541 件→(2015) 890 件→(2016) 1,202 件→(2017) 1,253 件

選定された 50 組（135 人）は約 4 カ月間、オンライン教育、知的財産素養キャンプ（\*）（2 回）、専門家が訪れるコンサルティング（2 回）など、さまざまな教育を通じてアイデアを具体化し、50 件すべてを特許出願した。

\*発明・知的財産権教育、アイデアの具体化に向け、弁理士などの専門家が協力するコンサルティング、起業家精神特別講義などからなる集合教育

この日の行事では、自分のアイデアを具体化し、特許出願まで行った 50 組（135 人）の生徒に対する修了式、副総理兼教育部長官賞（2 組）、中小ベンチャー企業部長官賞（3 組）、特許庁長賞（3 組）などの授賞式、優秀な事例発表が行われる。

教育部長官賞を受けた2組のアイデアは、①溶接時に起こる事故の予防と溶接棒の使用率を上げられるアイデア（仁川ケサン工業高校）と、②ダイヤル南京錠のロック位置を表示する部分の露出によるセキュリティの脆弱性を改善するアイデア（京畿プウォン高校）である。

産業現場に適用可能な優秀なアイデアは企業に技術移転されるか、IP Meister Programの修了生がその企業に採用される。

プウォン高校の「ロックダウン南京錠」のアイデアがジャカ社に技術移転されるなど、4組のアイデアが企業に移転済みであり、6組のアイデアは、技術移転（\*）を進めている。また、生徒らは技術移転料として奨学金を受ける。

※技術移転の現状：（2014）4件→（2015）7件→（2016）6件→（2017）10件の予定

また、チャンソン・ソフトジェル社は、生徒の創造性および職務発明能力などの優れた可能性を認め、インドク工業高校の生徒2人を従業員として採用することにした。

教育部、中小ベンチャー企業部、特許庁などの関係者は「特性化高校・マイスター高校の生徒がIP Meister Programを通じて創造的なアイデアで企業が抱える現場の問題点を解決し、そのアイデアを権利化および技術移転する過程を見ると胸がいっぱいになる」とし「これから特性化高校・マイスター高校の生徒が現場で技術革新と第4次産業革命をリードする人材に成長できるように関係部処が積極的に協力すると同時に支援を惜しまない」と述べた。

## 2-9 特許庁、「2017次世代半導体知的財産権フォーラム」を開催

韓国特許庁(2017.12.14)

韓国特許庁は、韓国半導体産業協会と共に12月22日（金曜）、京畿道城南市にある韓国半導体産業協会（9階セミナー室）で「2017次世代半導体知的財産権フォーラム」を開催する。

特許庁と韓国半導体産業協会が共同主催するこの行事は、韓国の半導体企業の特許担当者、研究者、教授、弁理士業界の従事者間のコミュニケーションおよび知的財産権の強化に向け、2013年から毎年開催されて今年で5回目を迎える。

特に、今年は韓国の半導体産業の歴史における画期的な一年になる見通しである。高止まりしている半導体産業の「スーパーサイクル」に支えられ、韓国の半導体製造装置の分野も今年初めて台湾を抜き、地域別の売上高首位に立つ可能性が高まった。

しかし、韓国の半導体装置メーカーが集中している後工程装備分野は、技術的障壁が低いため中国メーカーの追い上げが激しい。このような不安な状態である中、中国市場で現地企業を引き離して競争力を備えるためには中国市場に進出するための対応策が必要である。また、一部の韓国企業が中国進出を進めているが、依然として競争力が劣る半導体エッチング装置を含む前工程装備分野の競争力の確保も欠かせない。

今回の行事では、韓国の半導体メーカーにおける競争力向上のために、「中国におけるIPの現状と紛争対応戦略」と「半導体エッチング装置の技術動向」をテーマに発表される予定である。

特許庁半導体審査課の課長は「今回の行事を通じ、半導体産業の中小・中堅企業が中国の半導体市場に進出するための特許戦略を模索できる契機になることを期待している」とし「今後も特許庁は、半導体業界が知的財産に関わる悩みを抱えないよう、官民間の疎通・協力を強化して信頼関係を持続的に維持していきたい」と述べた。

## 2-10 特許庁、2019年度弁理士試験から実務型問題を出題

韓国特許庁(2017.12.14)

韓国特許庁は2019年度弁理士第2次試験から実務型問題を出題すると明らかにした。また、受験生が新しいタイプの実務型問題に備えられるよう「弁理士第2次試験の実務型問題の案内書」を配布すると発表した。

実務型問題とは、弁理士として取り扱わなければならない実務文書の作成能力を評価する問題で、特許庁・特許審判院・裁判所に提出する書類を作成する形式である。理論中心の従来の問題とは異なり、実務型問題は理論に基づいて主張したいことを、特定の観点から定められた様式により、論理的に提示できるかどうかまでを評価する。実務型問題を通じ、弁理士が実務で持つべき基本的素養や資質、問題解決能力などを総合的に評価できる。

実務型問題は弁理士第2次試験科目(\*)中、「特許法」および「商標法」のみに出題される。「特許法」および「商標法」の問題4つの中で1つが実務型問題となる。提示され

た設問と作成答案が長くなるため、「特許法」および「商標法」の試験時間は2時間から2時間20分へと20分拡大（\*\*）される。

\* 弁理士第2次試験科目（4科目）：特許法、商標法、民事訴訟法、選択科目（19科目のうち、1つを選ぶ）

\*\* 民事訴訟法および選択科目の試験時間は2時間で、従来と同じである。

「弁理士第2次試験の実務型問題の案内書」には、「特許法」および「商標法」に対する例示問題・例示解答と実務型問題の勉強方法などが盛り込まれている。「弁理士第2次試験の実務型問題案内書」は、弁理士試験のホームページ

[www.q-net.or.kr/man001.do?gSite=L&gId=51](http://www.q-net.or.kr/man001.do?gSite=L&gId=51)（\*）や特許庁のホームページ

[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)（\*\*）で確認できる。

\* メイン画面→アーカイブ→試験資料

\*\* メイン画面→お知らせ→報道資料

特許庁の関係者は「これまで韓国の弁理士試験は、外国に比べて理論中心に運営され、実務能力を幅広く検証するのに限界があった」とし「今回、実務型問題の導入により、実務能力まで兼ね備えた弁理士を排出できること期待している」と述べた。

## 2-1-1 特許庁、特許権の存続期間延長制度に関する研究報告書を発刊

韓国特許庁(2017.12.14)

韓国特許庁は最近、製薬特許の分野で重要な話題となっている許可などによる特許権の存続期間延長制度（以下、「存続期間延長制度」という）に対する研究結果をまとめ、2017年政策研究報告書「特許権の存続期間延長登録出願制度の運用に関する外国の法制、判例および問題に関する研究」（主管研究機関：CnP 特許法律事務所）を発刊した。

医薬および農薬（以下、「医薬品など」という）の特許発明は、薬事法などの規定による許可や登録なしに、その発明を実施することはできない。特に、新物質を有効成分とする場合、許可などのための安全性および有効性の検証に長期間がかかる。存続期間延長制度とは、医薬品などの発明が他の技術分野の発明に比べ、特許権を行使できる期間が短い特許権者の不利益を補償するために、5年の範囲内で存続期間を延長する制度を意味する。

存続期間の延長の対象となる特許は、商業的に成功を収めたブロックバスター医薬品がほとんどであるため、韓国の製薬業界や国民保健に及ぼす影響が大きい。さらに、最近、医薬品許可・特許連携制度が施行され、存続期間関連審判および訴訟請求が急増した。

今年に存続期間が延長された特許権に関する事件に対し、特許法院の特別裁判部（＊）の審理および判決宣告があったことからこの制度の重要性を知ることができる。

＊特許法院の特別裁判部：特許法院長が裁判長、特許法院の部長判事 2 人が陪席判事となって参加する裁判部であり、社会的な影響力が大きい事件を担当する

特許庁は、このような社会的雰囲気および存続期間延長制度にかかわる現行の法令・審査基準の再整備の対内外的な要求を考慮し、存続期間延長制度に対する政策研究を行い、研究報告書を発刊することになった。研究報告書には韓国、米国、日本、欧州、豪州、カナダにおける存続期間延長制度に関する法令および制度の運用状況が比較・整理されており、各国の最近の判例が主な争点（＊＊）別に分類・分析されている。また、存続期間延長制度に対する業界の要件事項および意見を聴取するために行ったアンケート調査の結果も盛り込まれている。

＊＊主な争点：延長対象となる特許、延長の基礎となる許可、延長された特許権の効力、延長期間の算定方法

存続期間の延長制度は米国で 1984 年に初めて実施されて以来、韓国では 1987 年に施行され、現在、十数カ国で実施されているか、導入を準備している。研究の結果、各国で運用されている存続期間延長制度は、医薬品など発明の特殊性を考慮し、特許権の存続期間を延長するという基本概念を除き、国ごとに運用実態が異なることが明らかになった。これは、存続期間延長制度が各国の製薬産業などの現実および競争力、保健医療政策が反映される特殊な制度であるためと考えられる。そこで韓国の実情に最も適した制度を導出するためには、いくつかの国の制度を参考にする必要がある。

この研究報告書は、医薬の研究開発に携わっている製薬業界、研究所および学界をはじめ、存続期間延長制度関連の弁理士業界、法曹界にとっても有用であるほか、今後、存続期間延長制度に関する法令・審査基準の改善策づくりに重要な参考資料になるものとみられる。

研究報告書は、来年の初頭、特許庁図書館を含む国公立図書館に配布される予定であり、オンナラ政策研究ホームページ ([www.prism.go.kr](http://www.prism.go.kr)) を通じて電子ファイルの形でも閲覧できる。

2-12 弁護士31人、弁理士実務修習集合教育を修了

韓国特許庁(2017.12.14)

韓国特許庁国際知識財産研修院は12月15日午後、研修院で弁理士実務修習集合教育課程の修了式を開催する。

修了式は33人の教育申請者のうち実務修習集合教育を修了した弁護士31人、研修院長、研修員の従業員などが参加して行われる。

昨年7月の改正弁理士法の施行により、7週間行われた今回の集合教育課程は弁護士が弁理士の資格を取得できるように実施した最初の集合教育であった。

今回の教育は弁理業務の専門性と実務能力を備えた弁理士を養成するという目標の下、出願、審判・訴訟実務など、現場中心の実習教育と非理工系出身の弁護士向けの科学技術教育に重点を置いて(中心に)行われた。

今回の教育課程を修了した教育生が今後、正式な弁理士業務を行うためには、特許事務所又は産業財産権業務を行う法律事務所などの現場研修機関で6カ月の実地研修課程を修了しなければならない。

特許庁国際知識財産研修院長は「第4次産業革命時代に科学技術専門家である弁理士の役割が日増しに重要性を増している」と強調しつつ「弁護士資格を保有する人でありながら弁理士としての業務の専門性と使命感を加え、競争力を備えた知識財産専門家に成長してほしい」と述べた。

修了式では、成績最優教育生2人が特許庁長賞を受賞し、成績が良好で教育運営に功労が大きい教育生4人が国際知識財産研修院長賞を受賞する。

**模倣品関連および知的財産権紛争**

3-1 特許庁、「知財権紛争共同対応優秀戦略発表会」を開催

韓国特許庁(2017.12.6)

韓国の飲食フランチャイズ店J社は韓流ブームを追い風に中国に進出したが、すでに商標が無断で先取りされたことに気付いた。これを受けてJ社はK氏が悪意のある商標ブローカーであることを効果的に主張するために同じ被害を受けた企業と共同対応協議体

を構成した。協議体は共通の被害証拠、共同嘆願書などを提出して悪意性を実証することに成功し、4つの商標について無効審判を受けた。

医療機器の製造および販売業者であるH社は高い技術力をもとに中国へ進出したが、模倣品が発生したことで商品の価値が下がり、販売利益も減った。ここでH社は同じ危険にさらされている同種業者と協議体を構成し、中国公安と現地で取り締まりを行い（オンライン含む）、メーカーの利益の減少を最小限に抑え、被害を補償するための土台を作った。

これは、韓国特許庁が2014年から実施している「知的財産権紛争共同対応支援事業」を通じて紛争を解決した事例である。特許庁はこうした支援成果および優秀な事例を共有するために8日午後2時、JWマリオットホテルで韓国知識財産保護院と共同で「知的財産権紛争共同対応優秀戦略発表会」を開催する。

今回の発表会では、完成品会社との紛争問題により、納品会社に発生した求償権請求を賢く解決した事例や高いライセンス料を要求する権利者から料率の引き下げを引き出すための対応など、共同知的財産権紛争懸案を効果的に解決するための優秀な戦略が紹介される。

事業に参加した企業の関係者は「企業が集まって協議体を構成することで、個別の対応に比べてコストを削減した」とし「被害企業の団体行動などにより、被害を立証することが容易だった」と述べ、共同対応の重要性を強調した。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 特許庁、デザイン先進5庁（ID5）のHP制作およびサービスを開始

韓国特許庁（2017.12.4）

韓国特許庁は、デザイン分野の先進5庁協議体（ID5\*）の公式ホームページ（<http://id-five.org>）を制作し、12月4日からサービスを開始すると発表した。

\*ID5：Industrial Design 5 offices を意味し、全世界のデザイン出願件数の約9割を占める韓国、米国、欧州、日本、中国の先進5庁協議体

ID5の公式ホームページは、「さまざまなデザイン制度の理解」をコンセプトに主要国の制度を比べて検索できるように分かりやすいメニューからなっている。このサービスでは各国の主要統計、関連法令、ID5の会議内容などが検索できる。これで米国、中国な



ど関心を持つ国のデザイン情報を簡単に得ることができて、海外でのデザイン出願を目指す個人や企業、代理人に大きく役立つだろう。

国内外の一般ユーザーのために、スマートフォンやタブレットでも確認できるように反応型 Web に作った。基本言語は英語であり、重要情報は 3 カ国語 (韓/中/日) でも確認できる。

また、関心のある内容を複数の人と共有できるよう SNS で共有する機能を追加し、各国のデザイン関連のイベントを一目で見られるようにイベントメニューを新設した。

ID5 では各国のデザイン制度に対する理解を深めるために、デザインイシューに関する 5 庁の資料を比較・分析する協力事業を進めている。その結果を韓国特許庁が管理する ID5 ホームページを通じて段階的に公開し、海外でのデザイン出願に関心のある大勢の人々に提供する。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「ID5 のホームページは今後、デザイン制度に関する情報の集積スペースになるだろう」とし「国別に異なるデザイン保護方法により、国内外の出願人が抱える問題を解消し、特に米国、中国などに関心が高い韓国の出願人が出願する時に、大きく役立つだろうと期待している」と述べた。

## 4-2 韓国、TM5 および ID5 の議長国を務める

韓国特許庁 (2017. 12. 6)

韓国特許庁は 11 月 30 日から 12 月 5 日までスペインのアリカンテで開かれた TM5・ID5 (\* ) 年次会合で韓国が 2018 年の議長国として選ばれたと発表した。

\* TM5 (Trade Mark 5)・ID5 (Industrial Design 5) : 全世界の商標・デザイン出願を主導する韓国・米国・欧州・日本・中国の 5 庁

TM5・ID5 会合は全世界の商標・デザイン出願の約 70% を占める韓国、米国、欧州、日本、中国などの先進 5 庁が毎年開催する会合である。

TM5 会合は 2001 年、米国・欧州・日本の 3 カ国会議 (TM3) で始まったが、2011 年に韓国、2012 年に中国が参加し、5 カ国会議 (TM5) へと発展した。ID5 は 2014 年までは TM5 会議に属していたが、2015 年に中国が参加したことで独立した ID5 が創立された。

2018年のTM5会合では、世界60の特許庁の約4,480万の商標DBを統合検索できる

「TM-View活用方案」と、海外に商標を出願する時に韓国国内とは異なる商品の名称のため起こる商標登録拒絶問題を解決するための「共通認証商品リストの構築策」および審査結果の予測可能性を高めるための「審査結果の比較分析事業」などが議論される予定である。

ID5会合では各国のデザイン制度を研究する「デザイン登録要件および図面要件の比較」、「優先権制度の比較」、技術の発展に応じ、新たに登場したGUI(\*)・UX(\*\*)デザインなどを効果的に保護する方法を見つける「新技術デザイン保護」など、さまざまな主題について議論される見通しである。

\*GUI (Graphical User Interface) : ユーザーがグラフィックスを通じてコンピュータと情報を交換する環境

\*\*UX (User Experience) : ユーザーの経験

韓国が2018年TM5・ID5年次会合の議長国に選ばれた背景には、米国商工会議所傘下にあるグローバル知的財産センター(GIPC: Global IP Center)が発表する「国際知的財産指数(\*)」の商標分野の評価で3年連続、世界1位を達成したことと、2016年ハーグ国際デザイン出願(\*\*)で世界4位になるなど、商標・デザイン分野での存在感を世界的に認められたことがあると特許庁の関係者は語った。

\*国際知識財産指数: 国の知的財産の保護および執行能力を評価する指標

\*\*一回の出願で複数の国にデザインの登録を受けることができる制度

韓国商標・デザイン協会(KOTA)、韓国知識財産協会(KINPA)、大韓弁理士会(KPAA)などの韓国のユーザグループと、国際商標協会(INTA)、米国弁護士協会(ABA)、日本商標協会(JTA)などの外国のユーザグループとのユーザセッションも付帯行事として開催される予定で、TM5・ID5協力事業に対する利害関係者からの意見や提案が寄せられる見通しである。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「TM5・ID5会合の開催を通じ、韓国企業が海外に進出する時により便利に権利を獲得できるよう、出願人の便宜向上と商標・デザイン制度の国際的調和を図るため、さらに努力していく」と述べた。

## 4-3 ホームトレーニング族向け室内運動器具に関するデザイン出願が活発

韓国特許庁 (2017. 12. 10)

韓国特許庁によると、家庭用室内運動器具に関するデザイン出願件数が2012年には69件に過ぎなかったが、毎年約20%ほど着実に増え、2016年には152件となり、2012年に比べて2倍以上増えたことが分かった。2017年8月時点では前年同期(2016年8月、97件)比、45.4%増の141件が出願されたことが明らかになった。

出願人を類型別で見ると、最近5年間(2012~2016年)、韓国人個人による出願件数の割合が61.8%と1位、韓国の中小企業が29.3%と2位、次いで外国法人、外国人個人の順であったため、韓国の個人や中小企業が家庭用室内運動器具の出願をリードしていることが分かった。特に、中小企業の出願件数は2012年に比べ225%伸び、最も大幅に増えた。

家庭用室内運動器具をサイズ別で見ると、大型、中型、小型に分けられ、いずれも出願件数が大幅に増えた。また、ランニングマシンなどの大型運動器具よりは狭いスペースでも運動できる小型運動器具の出願割合が74%と最も高いことが分かった。

品目別で見ると、上半身および下半身、腹筋を鍛える運動器具、自転車型、立式、座式、ヨガ器具などに区分される。すべての項目の出願率が増加しており、品目別出願の割合もほぼ同じ分布を示した。

また、モバイルアプリで他のユーザーと競うように運動できるフィットネス器具やジョイスティックを利用してインターネットゲームを楽しめる室内バイク、スマートフォンと連動して専門トレーナーからのサービス提供を受けることができる乗馬運動器具などのモノのインターネット(IoT)技術が導入された運動器具の出願も始まった。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「期待寿命が延び、健康な生活への関心が高い中、1人世帯の増加に伴い、狭い居住スペースで効率的に運動をしようとする需要が着実に増えているため、今後も家庭用室内運動器具に関するデザイン出願件数は増え続けるだろう」と述べた。

## その他一般

### 5-1 電気自動車に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2017.12.11)

韓国特許庁によると、電気自動車技術に関する韓国の特許出願件数（バッテリーなど電気自動車部品自体の技術を除く）は2007年の202件から2011年には1,002件へと年平均49.2%の高い伸びを見せた。2012、2013年には世界的な景気低迷の影響により、やや落ち込んでいたが、2014年の879件から2016年には1,271件へと増加し、再び年平均20.9%の着実な伸びを見せている。電気自動車市場の成長に伴い、韓国の特許出願件数も増加したとみられる。

韓国企業における電気自動車の充電技術に関する特許確保に積極的に取り組まなければならない！

従来のガソリン・ディーゼル車の場合とは異なり、電気自動車は充電時間、充電の利便性などが消費者の購入における鍵となる。そこで高電圧の安全、充電速度の増大、充電待機時間の短縮および余剰電力の効率的運営などに必要な電気自動車と充電インフラ間の相互通信・連動制御技術などが求められる。これが、電気自動車の充電関連技術が車両自体の技術ほど、電気自動車市場の形成に重要な部分を占める理由である。

電気自動車技術の中で充電技術に関する韓国国内の特許出願件数を見ると、2007年の14件から2011年には336件となり、年平均121.3%の爆発的な伸びを見せてきた。この勢いは最近まで続き、年平均200～360件の出願件数があることが分かった。今後、電気自動車市場の急激な成長に伴い、技術開発および特許出願がさらに活発になるとみられる。

最近、外国人による電気自動車の充電に関する韓国国内の特許出願件数も急増していることが明らかになった。最近3年間（2014～2016年）、韓国人による特許出願件数は297件から137件へと減少した一方、外国人による特許出願件数は66件から93件へと増加し、外国人の割合が18.2%から40.4%へと2倍以上大きく増加したことが分かった。同期間、電気自動車全体の技術に占める外国人による特許出願の割合が約20%台前半と大きな変化がないことを考えると、外国企業は充電器、充電インフラなど電気自動車の充電に関する技術に対し、積極的に特許権を確保して韓国における電気自動車の充電市場を先取りするものと考えられる。

また、自動車メーカーだけでなく、GE、クアルコムなど世界大手電子・通信企業も自社の保有する基盤技術を基に電気自動車の充電技術分野で韓国での特許出願を本格化している。電気自動車の充電技術は、従来の自動車メーカーだけでなく、特許紛争に対する経験に富んだ電子・通信業者を含む競争構図へと変化が加速するとみられる。

特許庁の関係者は「最近、韓国のハイブリッド車と電気自動車は北米で全車種、低燃費ランキングで1位となるほど電気自動車技術の競争力を世界的に認められているが、これに満足せず、電気自動車の充電技術についても自動車メーカーと電子・通信業者がさらに積極的に協力することで、強力な技術と特許競争力を確保し、間もなく到来する電気自動車の時代に備え、徹底的に準備すべきだ」と述べた。

## 5-2 最近、LTE-LAA 技術に関する出願が増加！

韓国特許庁(2017. 12. 13)

韓国特許庁は14日、LTE 免許帯域とWi-Fi の周波数が含まれている非免許帯域を束ねてデータを転送するLTE-LAA (Licensed Assisted Access) 技術に関する韓国の特許出願件数が増加していると発表した。

2014年に初めて登場したLTE-LAA 技術は2016年にはやや停滞していたが、5G 移動通信の商用化を控えて2017年には11月までに14件が出願され、再び注目を浴びている。

従来の周波数を束ねる技術は、LTE 移動通信でキャリア各社が持っているLTE の免許帯域の周波数だけを束ね、以前より速いデータ転送速度を実現した。しかし、5G 移動通信で求められるデータ転送速度を満足させるには不十分であるため、LTE の周波数と新たに結びつけることができる周波数を調べ、キャリアは許可なしで誰でも使える非免許帯域の周波数に注目するようになった。

このような流れに合わせて最近、韓国のキャリアがデモンストレーションしたLTE-LAA 技術は、LTE 周波数20MHz 帯域と非免許帯域であるWi-Fi 周波数60MHz 帯域を束ね、従来のLTE に比べて約10倍以上の高速な最大データ転送速度である1 Gbps を達成した。

2014年以降出願されたLTE-LAA 技術を出願人の種類で見ると、韓国人が全体の国内出願の80%を占め、外国人(20%)に比べて優位を占めている。また、韓国人による出願では、中小企業52%(17件)、大手企業30%(10件)、大学・研究機関18%(6件)の順であった。一方、外国人による出願では、すべて大手企業であることが分かった。これは、

韓国のキャリアおよび販売者、学界、研究機関が 5G 技術を先取りするために持っている LTE-LAA 技術に対する高い関心が反映された結果だとみられる。

特許庁通信ネットワーク審査チームの課長は「2020 年に 5G 移動通信が商用化すると予想される中、これに先立って平昌五輪で 5G サービスが紹介されるため、5G 移動通信に対するユーザーの関心が高まっている」とし「LTE-LAA 技術は、キャリアが費用負担なしで周波数を追加で確保できる上、トラフィックの負担を減らすことができる代案として浮上しているため、これに対する特許出願は続くだろう」と見通した。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム